

埼玉県内の募金、寄付金等の集金方法の実態アンケート調査結果報告

—全国社会福祉協議会の見解書が募金、寄付金等の自治会費に上乗せ一括納入継続の原因か？—

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク

調査の目的

行政の補助機関としてあるいは各種募金の媒介機関として安易に用いられてきた自治会（町内会）寄付金の強制徴収に警鐘を鳴らした最高裁判決が、平成20年4月3日になされたが、その後も、自治会の負担軽減等の理由で、会員の意思が及ばない募金、寄付金等の自治会費に上乗せ一括納入が継続されている実態の把握と、その背景理由を明らかにするために実施した。

調査対象の妥当性について

オンブズマンの立ち位置は、行政監視である。市町村の社会福祉協議会は、行政組織ではなく民間団体であり、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されている。ただし、その運営資金には、各市町村の公金が拠出され、その長は、多くの場合、市町村長が兼務していること並びに事務局長は行政からの出向者が多く、理事会メンバーに多くの行政関係者を選出していることから、市町村の附属機関的な位置づけができることを踏まえ、今回の調査対象とした。また、全国社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた団体で、全国の社会福祉協議会に都道府県・政令都市社会福祉協議会を通じて、情報を伝達する上部団体的な存在であり、公共的な団体であることから調査対象として合理性があると判断した。

調査の方法

埼玉県内の市町村の社会福祉協議会（以下、社協と略す）に直接、メールおよび郵送でアンケート依頼をするとともに、回答を得られない場合、市町村長を通して調査協力依頼をし、回答期限は、令和5年12月20日とした。

調査の結果

- ・本アンケート調査に回答した社協数は、63社協中37社協で、回答率は、58.7%であった。
- ・回答した社協でも、自治会又は町内会の会費からの募金等の一括納入（目標額×会員数）の割合を把握している社協は、14/37（37.8%）であり、割合を把握していないと回答した社協22（59.5%）のうち20（90.9%）は、今後も把握する予定

がないと回答している。

- ・自治会又は町内会の会費からの募金等一括納入の違法性の認識がある社協は、条件付きを含めて7社協（18.9%）であり、回答なしが24社協（64.9%）であった。この結果は、各社協が違法性への認識が低いことを物語っているのではなく、後述する全国社協福祉協議会の「社協会費等の納入方法に関する考え方について」（平成19年9月27日、平成20年4月30日）の見解書に依拠していると推認される。事実関係として、回答に際して、本見解書を根拠としていると回答した社協が少なからず認められた。

総合評価

本調査のきっかけとなった大阪高等裁判所の判決（平成19年8月24日）（最高裁は高等裁判所の判決を支持し、判例として確定した、平成20年4月3日）が、

「募金及び寄付金を自治会費に上乗せして会費の増額を決定した自治会の決議を公序良俗違反として無効とした理由」は、以下の2点にある。

第1は、本決議に基づく募金及び寄付金の徴収が、募金及び寄付金に応ずるか否か、どの団体等になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分尊重すべきであるにもかかわらず、一律に会費として事実上の強制をもって徴収するものであったこと。

第2は、その徴収の強制が、社会的に容認される限度を超えるものであったこと。

すなわち、本件判決は、募金や寄付を上乗せする自治会費の増額を行う決議を直ちに無効とするものではなく、本判決が無効としたのは、募金や寄付金の一律かつ社会的に許容される限度を超えるような不利益措置を伴うような徴収であったからである。

よって、本判決の趣旨からすれば、寄付金相当分を会費に上乗せして徴収する場合でも、これを拒む者には寄付金相当分会費の納入義務はないことを告知し、また、寄付金相当分の納入を拒む者に対し住民生活を困難にするような制裁措置をとるものでない場合、その徴収は必ずしも無効とは判断されないものと考えられる。

本判決は、「行政の補助機関としてあるいは各種募金の媒介機関として安易に用いられてきた町内会寄付金の強制徴収に警鐘を鳴らした」と解すべきである。

（中央大学 法学部教授 橋本 基弘、判例評論595号 184-188頁）

一方、全国社会福祉協議会から大阪高等裁判所の判決（平成19年8月24日）の直後、平成19年9月27日に都道府県・政令都市の社会福祉協議会事務局長宛に「社協会費等の納入方法に関する考え方について」が発出された。その中で、「本判決は社協会費の納入方法について影響を与えるものであることから、本委員会として取り急ぎ以下に見解を示す。」とされ、「今回の判決は、自治会の決定による社協等の会費や共同募金会への寄付金の一括徴収について違法との判断を下したものではない」と無条件で断定して

いるような見解を傳達している。

更に、最高裁判所が高等裁判所の判決を支持し、判例として確定した、平成20年4月3日直後の平成20年4月30日に都道府県・政令都市の社会福祉協議会事務局長宛に、「社協会費等の納入方法に関する考え方について」なる見解が出された。

Q&Aの中で

Q.2で「自治会費と社協会費を一括で集めることはできるのか」に対して

A.2で、「その集金方法は、当該自治会の判断に委ねられる。各自治会で承認された方法であれば、自治会が社協会費を自治会会費と一括して集める方法を選択すること自体に問題はないと考えられる。」と回答し、なお書きで、社協会費の任意性の担保を述べている。

しかしながら、自治会費に社協会費分を上乗せして一括して徴収した場合、会員個々人の意思を尊重して、自治会費からの不同意部分の分離作業が現実的でない実態を知りつつ、徴収方法を自治会任せにすることは、会費徴収実態として、自治会費に社協会費分を上乗せして一括して集めることを無条件で是認する見解であるとも推認できる。

本判決が問題にしたのは町内会を媒介として行われる通常の寄付金徴収が、個々の寄付金に対して会員の意思が及ばないことであった。また、本判決は、募金の主催者がこの点を安易に見ていることに対して警鐘を鳴らしたとみることもできよう。

(中央大学 法学部教授 橋本 基弘、判例評論595号 184-188頁)

本来ならば、最高裁判決を受けて、市町村社協は、会員の任意性を担保する会費、募金等の徴収方法を自治会に積極的に提示して協力依頼すべきである。具体的には、①自治会館等で、社協会費、寄付金等を持参した会員から徴収する。②社協会費、寄付金等の項目別の募金袋を準備し、会員が選択した募金袋を自治会が回収する等の方法が現実的な選択肢としてあり、このような方法を実行している自治会（町内会）が埼玉県内にある。また、長野県小布施町のある自治会では、赤い羽根共同募金の集め方について「強制」でない方法に変えてみましたとの投稿が「声の力」（コエチカ）取材班に寄せられています（信濃毎日新聞、2022年12月19日掲載）。

ただし、このような選択肢を実行した場合、同調圧力もなくなり、自治会費に上乗せした一括強制募金総額よりも募金額等が少額になることは明らかである。

これらのことから、全国社会福祉協議会は、「行政の補助機関としてあるいは各種募金の媒介機関として安易に用いられてきた町内会寄付金の強制徴収に警鐘を鳴らした最高裁判決内容」の伝達よりも、令和19年9月27日の全社地発231号にも記載されているように「社協会費の納入方法について影響を与えるものである」の観点から「社協会費納入の目減り回避」に軸足を置いた見解を傳達したと推認される。

全国社会福祉協議会からの見解ということで、各市町村社協においては、本判決の原文の精査はなされず、当該見解が各市町村社協の募金等の行動指針になっている。

そのような実態を、本アンケート調査項目の「自治会又は町内からの募金等の会費からの一括納入について」、「違法性を認識していない」又は「回答なし」が多いことに反映されたと推認された。

すなわち、本アンケート調査が「自治会又は町内会の会費からの一括納付の違法性の認識について」の質問に対して、全国社会福祉協議会の見解との関係から、各社協は回答しにくく、アンケートへの「回答率の低さ」並びに「自治会又は町内会の会費からの募金等一括納入の違法性の認識」の質問項目に対して、「回答なし」が多かったことに反映されていると思料された。

結論

全国社会福祉協議会という公共的な団体が、「社協会費の納入方法について影響を与えるものである」との理由から、最高裁判決主旨である「行政の補助機関としてあるいは各種募金の媒介機関として安易に用い得られてきた町内会寄付金の強制徴収に警鐘を鳴らした内容」が伝達されない見解を全国に通達した結果、埼玉県内において個々の募金、寄付金に対して会員の意思が及ばない自治会費に上乘せ一括納入が公共的な行為として続いていることが、本会のアンケート調査から明らかにされた。

このような状況は、埼玉県に特有の問題ではないと考えられ、メディアから全国の社会福祉協議会に対して、町内会寄付金の強制徴収に警鐘の発信が不可欠であると考えられた。

関係資料

- ・大阪高等裁判所第13民事部 平成18年（ネ）第3446号 決議無効確認等請求公訴事件
- ・判例ID 28280364 平成20年4月3日/最高裁判所第一小法廷/決定/平成19年（オ）1605号/平成19年（受）1869号、決議無効確認請求事件
- ・全国社会福祉協議会 「社協会費等の納入方法に関する考え方について」
全社地発第231号 平成19年9月27日
- ・全国社会福祉協議会 「社協会費等の納入方法に関する考え方について」
全社地発第25号 平成20年4月30日
- ・中央大学 法学部教授 橋本 基弘、判例評論595号 184－188頁

別添資料

本調査の個別データのまとめ

- 1, 赤い羽根共同募金、日本赤十字社会員募集、歳末助け合い募金等の募金は、自治会又は町内会を通しての割合が、 90%以上、 80%以上、 70%以上、 60%以上

分類	集計値
90%以上	14
80%以上	9
70%以上	5
60%以上	3
回答なし	6

- 2, 自治会又は町内会での班長等を通しての各戸集金は、同調圧力のために任意の募金でなくなる懸念を認識しているか。 認識している 認識していない

分類	集計値
認識している	11
認識していない	3
回答なし	23

- 3, 自治会又は町内会からの募金等が、会費からの一括納入であるかどうかを把握している。 1) 把握している 2) 把握していない

分類	集計値
把握している	14
把握していない	22
不明	1

- 4, 3で1)と回答された場合、

自治会又は町内会の会費からの一括納入の割合

80-90%、 60-80%、 その他 (%)、 割合まで把握していない

分類	集計値
80-90%	1
60-80%	2
その他 (%)	2
割合まで把握していない	5

5, 3で2)と回答された場合

今後は把握する予定、 今後も把握する予定はない

分類	集計値
今後は把握する予定	2
今後も把握する予定はない	20

6, 自治会又は町内会からの募金等の会費からの一括納入について

違法性を認識している、 違法性を認識していない 今回のアンケートで初めて認識した

分類	集計値 (%)
違法性を認識している	7
違法性を認識していない	3
今回のアンケートで初めて認識した	3
回答なし	24 (64.9)

7, 6)で違法性の認識がないと回答された場合

違法性を認識していない理由は、

以前から受け入れていたため、 近隣の自治体が受け入れていたため
 法令、判例を知らなかったため

分類	集計値
以前から受け入れていたため	1
近隣の自治体が受け入れていたため	
法令、判例を知らなかったため	1
回答なし	1

8, 今後、自治会又は町内会からの募金等が、会費からの一括納入の場合、

受け入れないようにする
 自治会又は町内会に会費からの一括納入でなく、自由募金方式にするように依頼する
 募金等が目減りするので、そのまま受け入れる

分類	集計値
受け入れないようにする	
自治会又は町内会に会費からの一括納入でなく、自由募金方式にするように依頼する	3
募金等が目減りするので、そのまま受け	2

入れる	
募金内容を検討して受け入れる	7
回答なし	2 5